

1. 件名：福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋トラス室へのポンプ等の設置に係る面談
2. 日時：令和2年8月18日（火）10時05分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、知見主任安全審査官、松井安全審査官、伊藤係長、
高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
川下企画調査官
宮崎上席原子力専門検査官（TV会議システムによる参加）
福島第一原子力規制事務所
廣岡原子力防災専門官（TV会議システムによる参加）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（TV会議システムによる参加）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋トラス室へのポンプ等の設置計画について、資料に基づき説明があった。
 - 3号機トラス室の滞留水水位と隣接するポンプ設置エリアの水位との連通性が低下したため、トラス室にポンプ等を設置して滞留水を移送することを計画している。
 - 3号機トラス室とタービン建屋（T/B）及び廃棄物処理建屋（Rw/B）との水位の連通性はほとんどない状況であるため、T/B及びRw/Bの床面露出維持は可能と考えているが、下記の懸念が残るため、2020年内にトラス室へポンプ等を設置する予定。
 - ✓ トラス室水位の方がT/B及びRw/Bの床面より高いため、連通性が良くなった場合に滞留水が断続的に床面露出したT/B及びRw/Bに流出するおそれがある。
 - ✓ トラス室水位を基にサブドレン水位を当初計画より高めに設定する必要があるため、地下水流入量を抑制する効果が減少する。
 - 当該ポンプ等の設置については実施計画の変更認可申請をする予定であり、2020年内にポンプの運転を開始するための工程を検討している。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について、滞留水の状況を踏まえて設備の設置と運用に係る対応を整理した上で、実施計画の変更認可申請を行うこと及び内容については審査にて確認していくことを伝えた。

6. その他

資料：3号機R/Bトラス室滞留水水位の連通性低下について